

参考図書

『セクシュアル・ハラスメントに気づくことから
あらゆる暴力に NO! という教会を目指して』
(2006年発行)

『教会が子どもの権利を守るために 性暴力への
対応の手引き』(2009年発行)

『聖職者による子どもへの性虐待に対応するための
マニュアル』(2013年発行、2018年部分改訂)

『性虐待被害者のための祈りと償いの日』
リーフレット

以上、カトリック中央協議会子どもと女性の権利擁護
のためのデスク発行、無料配布しています。

『デートDVについて考えてみませんか』
リーフレット

カトリック京都司教区セクシャル・ハラスメント
防止対策委員会／2007年

『神からいただいたいのを生かす』
カトリック大阪大司教区セクシュアル・ハラスメント
対応委員会／2016年

『知っていますか? セクシャル・ハラスメント
一問一答』
養父知美・牟田和恵著／解放出版社


『知っていますか? パワー・ハラスメント
一問一答』
金子雅臣著／解放出版社

『知っていますか? スクール・ハラスメント
一問一答』
亀井明子編著／解放出版社

『スクール・セクハラ防止マニュアル』
田中早苗著／2001年／明石書店

『トラウマ』 宮地尚子著／2013年／岩波新書

『子どもへの性暴力～その理解と支援』
藤森和美・野坂祐子編／2013年／誠信書房

 まずはお話してください

カトリック京都司教区
被害相談窓口専用電話

080-9750-6408

【相談時間】月・火・木曜日
午前10時～午後4時

不在の時にはメッセージ(かけ直して欲しい等)
を残してください。こちらからおかけします。

●外部専門相談機関

京都司教区が委託している専門機関に相談する
ことも可能です

ウィメンズカウンセリング京都
TEL 075-222-2133

【受付時間】月～土曜日 午前10時～午後5時
(日祝日・年末年始・夏期休業)

- *相談は午後8時まで可能です。
- *電話で教会関係者であることを伝え相談予約
をしてください。面談でご相談をお聞きし、
ご希望に沿って被害者のサポートをします。
秘密は守られます。被害相談は無料です。

●他の相談機関

【全国都道府県】

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援
センター #8891(全国共通番号)

【内閣府】

性暴力の悩み SNS相談
Cure time(キュアタイム)



教会のなかの
セクシュアル・ハラスメント

ひとりで悩まないで
相談してください



教会のなかにも
ハラスメントは起こっています
悩んでいる方に
このリーフレットを届けてください

カトリック京都司教区
セクシュアル・ハラスメント相談窓口

セクシュアル・ハラスメントとは

相手に不快感や嫌悪感、苦痛を与えるような、性的なことばや振る舞いのことを言います。

セクシュアル・ハラスメントの起こり易い背景には、「上司・部下」「教師・生徒」「聖職者・信徒」などの権力構造があります。

ハラスメントをしないために

ハラスメントは、相手を大切にする行為とは正反対の、相手を思い通りに支配するものです。

好意がある、愛情があると言われたとしても、受けている人が望んでいるものでなければ侵害行為です。力関係のなかでは「ノー」が言えないこともあります。相手はあなたを尊重し「同意」を確認することが重要です。

相談の流れ

●京都教区電話相談（TEL 080-9750-6408）

悩んでいることをお聞きし、相談者の意向を確認します。「聞いて欲しいだけ」でもかまいません。

●外部専門相談機関（TEL 075-222-2133）

面談予約

悩んでおられることをお聞きし、気持ちの整理やカウンセリングを受けていただくこともできます。

あなたの意向に沿って進みます

セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会で対応を検討します。

被害者の意向、要望を受けて、相手への聞き取り、調停を行ったり、第三者委員会を設置し調査することもあります。

- *司祭、修道者、信徒からのハラスメント被害
- *被害者は子ども、性別、年齢不問です（異性間、同性間、対子ども、未成年…）
- *過去のこともお聞きします
- *相談は被害者の周囲の方からもお受けします。

教皇フランシスコは、全世界の司教団に向けて

「性虐待被害者のための祈りと償いの日」を設けるように通達され、日本ではこの日を四旬節第三金曜日としました。

教会生活のなかでの力関係・支配関係に目を向け、弱い立場に追いやられている人の痛みや状況を理解することが求められています。

京都司教区のメッセージ

カトリック教会の中でのハラスメント

昨今社会問題となっている様々な形態のハラスメントの中で、特にセクシュアル・ハラスメントは、人間の生きる権利を侵害し、深く傷つける深刻な問題です。

（中略）カトリック教会に関わるすべての構成員は、人間として当然のこととしてお互いに他の者を対等な人格として認め、自由や権利を尊重しあうことが不可欠です。

＜京都司教区は2005年にセクシュアル・ハラスメント防止対策ガイドラインを施行。セクシュアル・ハラスメント防止基本宣言から引用しました＞

